## 小学生バンドフェスティバル東北大会 実施規定

## 第1章 総則

(大会名称)

- 第1条 この大会は、「<mark>第○○回</mark>全日本小学生バンドフェスティバル東北大会」という。 (実 施)
- 第2条 全日本小学生バンドフェスティバル東北大会(以下,東北大会)は,各県から 推薦された団体が参加して,毎年実施する。

(各県連盟)

- 第3条 選出母体たる各県連盟は、次の通りとする。
  - (1) 青森県吹奏楽連盟
- (2) 秋田県吹奏楽連盟
- (3) 岩手県吹奏楽連盟
- (4) 山形県吹奏楽連盟
- (5) 宮城県吹奏楽連盟
- (6)福島県吹奏楽連盟

(会場・日時)

- 第4条 実施会場・日時などの必要事項は,東北吹奏楽連盟理事会(以下,理事会)で 決める。
  - 2 理事会は、毎年12月末日迄に、翌年度の開催要項を決める。

## 第2章 実施区分および参加人員

(実施部門)

- 第5条 実施部門は次の通りとし、加盟団体は1つの部門に参加できる。
  - (1) ステージパフォーマンス部門
  - (2) マーチング部門

(参加人員)

- 第6条 各部門の参加人員は次の通りとする。
  - (1) ステージパフォーマンス部門・・・・65名以内 県予選の申込人員を超えることはできない。指揮者は含まない。
  - (2) マーチング部門・・・・・・80名以内 県予選の申込人員を超えることはできない。ドラムメジャー・指揮者は 含まない。

### 第3章 参加資格

(参加資格)

- 第7条 参加資格は、東北吹奏楽連盟(以下、東北吹連)に登録された団体で、同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。
  - 2 出演者が2つ以上の団体に重複して参加することを認めない。

(入賞取消)

第8条 参加団体の人員および資格に疑義のある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第4章 演奏・演技

一(参加人員)

第7条 参加人員は、自由とする。

(編成)

- 第9条 編成は、次の通りとする。
  - (1) ステージパフォーマンス部門

木管楽器・金管楽器・打楽器を中心にしたものを原則とする。詳細については、開催年度の前年末(12月末)までに全日本吹奏楽連盟が決定する「ステージ演奏上のルール」によるものとする。

(2) マーチング部門

木管楽器・金管楽器・打楽器を中心にしたものを原則とする。また, 手具の使用は自由とする。ただし,メジャーバトンやフラッグ等を放り 投げることはできない。

(演奏時間)

- 第10条 演奏時間は、次の通りとする。
  - (1) ステージパフォーマンス部門 7分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏の開始より終了までの時間 をいう。
  - (2) マーチング部門

6分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第11条 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏曲目)

第12条 演奏曲は、県予選に用いたものとする。

(著作権)

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲 の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで大会に出場することは認 めない。

(演奏形態)

- 第14条 演奏形態は、次の通りとする。
  - (1) ステージパフォーマンス部門 ステージ上での座奏を中心とした演奏形態とする。
  - (2) マーチング部門 アリーナフロア上での動作を伴う立奏を中心とした演奏形態とする。

(服装)

第15条 服装等は、自由とする。

(演奏順序)

第16条 演奏順序は、理事会において決める。

第5章 表彰・審査・代表

(表彰)

第17条 参加団体にトロフィーを贈る。また、表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

(審査)

- 第18条 審査員は、理事会で選出し、理事会が委嘱する。
  - 2 審査員は5名とする。
  - 3 審査方法は、別に定める審査内規による。
- 第19条 参加団体の中から、その年度に全日本吹奏楽連盟から指定された数の団体を 全日本小学生バンドフェスティバルに推薦する。ただし、東日本学校吹奏楽 大会に参加した団体は推薦しない。

第6章 県代表

(県代表)

第20条 各県連盟は、県代表団体を決定し、東北大会開催日の3週間以前に東北吹連 へ推薦・報告する。

(推薦団体数)

第21条 各県連盟は、マーチングコンテストと小学生バンドフェスティバルを通して 7団体推薦できる。ただし、小学生バンドフェスティバルの代表数は最大4 団体までとする。

(参加費用)

第22条 参加する費用は、参加団体の負担とする。

# 第7章 その他

(共催・後援・協賛)

- 第23条 東北大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協 賛団体を持つことができる。
  - 2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。 (実行委員)
- 第24条 東北大会実行委員には、東北吹連役員と主管県の役員があたる。 (実施要項)
- 第25条 その他の開催上の細目については、実行委員会が定める。 (改 定)
- 第26条 この規定は、理事会の議決により改定することができる。

#### 附則

この規定は、平成 19年4月21日より実施する。 この規定は、平成25年4月27日一部規定改定。 この規定は、平成29年2月4日一部規定改定。 この規定は、平成30年2月3日一部規定改定。 この規定は、平成30年2月3日一部規定改定。 この規定は、令和元年11月30日一部規定改定。 この規定は、令和3年4月24日一部規定改定。 この規定は、令和5年12月2日一部規定改定。

## 小学生バンドフェスティバル東北大会 審査内規

- 第1条 この内規は、小学生バンドフェスティバル東北大会実施規定第18条に基づき 審査および判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は、次の項目と段階で評価する。
  - (1) ステージパフォーマンス部門 「演奏技術」「演奏表現」の2項目について10段階で評価する。
  - (2) マーチング部門

「演奏(技術表現)」「音と動きの調和」の2項目について10段階で評価する。

- 第3条 審査結果の処理は、理事長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が 行う。
- 第4条 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3: 4:3を目安とする。また、東北代表選出方法は次の通りとする。
  - 1 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。
  - 2 1で決着がつかないと場合は、審査員の投票で決める。
- 第5条 第4条による結果は、審査員の了承を得て、理事長が賞を決める。
- 第6条 審査票は、参加団体に渡し、審査一覧表は各県理事長に送る。
- 第7条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

## 附則

この内規は、平成18年12月2日より実施する。 この内規は、平成21年4月25日一部内規改定。 この内規は、平成29年2月4日一部内規改定。 この内規は、平成30年2月3日一部内規改定。 この内規は、平成30年2月3日一部内規改定。 この内規は、令和3年4月24日一部内規改定。 この内規は、令和6年2月3日一部内規改定。